

## 令和8年度 第5回役員会議事要旨

日 時 令和8年5月27日（水）10時30分～11時20分

場 所 本部棟2階大会議室

出席者 学長、大島理事、鯉川理事、青木理事、田中理事、竹下理事

欠席者 野口理事

陪席者 大川内監事、南谷監事

### 1 審議事項

#### 【一括審議事項】

学長から、役員会で協議し、教育研究評議会等で審議した（1）～（3）の案件について一括審議する旨の説明があった。

（1）大学間学术交流協定校との学术交流協定締結について（更新）

カセサート大学との学术交流協定について、学生交流機会の拡大や本学の更なる国際化及び学生へのグローバル意識向上にも寄与することが期待されるため、5年間の協定更新を行うことについて審議するもの。

（2）第4期中期目標期間の教育研究評価に係る報告書（現況調査表）について

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に提出する第4期中期目標期間の教育研究評価に係る報告書のうち、現況調査表を提出することについて審議するもの。

（3）令和9年度概算要求事項（施設整備費補助金及び施設費交付事業費）について

施設整備費補助金及び施設費交付事業費について、部局の要求事項及び「令和9年度概算要求における基本方針」等を踏まえ、事項を選定することについて審議するもの。

審議の結果、上記3案件は了承された。

#### 【審議】

（4）寄附に伴う感謝状の贈呈について

青木理事から、医学部附属病院に対して多額の寄附、遺贈寄附をいただいた方々に対し、感謝状を贈呈する旨の提案があり、審議の結果、了承された。

## 2 協議事項

### (5) 給与支給日変更による役員報酬規程及び関連就業規則の一部改正について

大島理事、小林人事課長から、育児時間制度等や近年の医師の働き方改革の導入により、教職員の勤怠確認・入力及び給与計算業務が複雑化し、業務に多大な労力と時間を要している状況を踏まえ、当該業務の十分な処理時間確保のため、給与支給日の変更及び関連就業規則の一部改正を行う旨の説明があった。

本件については、経営協議会にて審議後、役員会において審議されることとなった。

### (6) 国立大学法人佐賀大学職員給与規程の一部改正について（扶養手当の所得基準の見直し）

大島理事、小林人事課長から、扶養手当制度における収入判定について、現行の取扱いでは、規程上に年額130万円の基準を明示しているが、人事院勧告においては、大学生年代における収入増加傾向等を踏まえた見直しがされており、これに対応するため国立大学法人佐賀大学職員給与規程の一部改正を行う旨の説明があった。

本件については、経営協議会にて審議後、役員会において審議されることとなった。

## 3 報告事項

### (7) 令和7年度就職等状況について（令和8年5月1日現在）

角田キャリア支援部門長から、令和7年度卒業・修了生就職等状況の就職率及び前年度との比較等の報告があった。

### (8) その他

特になし

以上